

インターネット上の違法有害情報問題の動向と 利用者意識の調査分析に基づく対応策の考察

千葉 直子

高橋 克巳

日本電信電話株式会社 NTT 情報流通プラットフォーム研究所

〒180-8585 東京都武蔵野市緑町 3-9-11

E-mail: {chiba.naoko, takahashi.katsumi}@lab.ntt.co.jp

あらまし 近年、青少年保護の観点等から問題となっているインターネット上の違法有害情報について、本稿前半では最近の法や条例、フィルタリング、相談窓口、情報モラル教育、事業者の取組等の現状をとりまとめた。後半では我々が実施した質問紙調査によって得られた、有害情報接触に関する利用者意識、具体的には有害情報接触に関する不安の大きさや接触予想の場面や頻度、要因などを明らかにした。最後に、現状の対策状況と利用者意識の分析から、今後、重点的に進めるべき対応策として、有害情報検出技術の精度向上やフィルタリングの推進、利用者の年齢確認、情報モラル教育の充実等の必要性について示した。

A study of countermeasures against illegal and harmful information problems on the Internet based on analysis of latest trends and user's attitude survey

CHIBA Naoko, TAKAHASHI Katsumi

NTT Information Sharing Platform Laboratories, NTT Corporation

E-mail: {chiba.naoko, takahashi.katsumi}@lab.ntt.co.jp

Abstract Recently illegal and harmful information on the Internet has become one of important social problems in terms of child protection. We survey recent trends of the problems and the countermeasures, and we analyze user's attitudes toward the problems by questionnaire. We propose desirable countermeasures.

1 はじめに

インターネット上の膨大な量の情報は、有益なもの、信頼性に欠けるもの、有害なものなどさまざまである。インターネットは、これら玉石混交の情報に誰でも簡単にアクセスできてしまうため、青少年が有害な情報を見て犯罪に巻き込まれたり、大人でも意図せずに望まない情報を見て

しまう等といった問題が発生している。

筆者らは、ネットの健全性向上とネットのプラス方向へのさらなる発展のため、違法有害情報問題への適切な対応が欠かせないと考え、2008年度よりその動向や対応策について発表してきた[1][2][3]。本稿では引き続き、違法有害情報問題への国、自治体、民間の最近の取組

状況をとりまとめるとともに、社会調査によって利用者の意識を分析した結果を考察し、今後、重点的に推進すべき対応策について提案した。

2 違法有害情報問題の対策状況

本章では、違法有害情報問題に対して取り組んでいる国、自治体、民間の取組状況を紹介する。

2.1 国の状況

国は、法の整備と、プロバイダ等による自主規制の支援、情報モラル教育の充実、相談窓口の充実、青少年へのフィルタリング導入の促進を柱に政策を進めてきた。

2008年6月に成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が2009年4月から施行され、6月には内閣府の検討会により、同法に基づく基本計画も策定された。これにより、18歳未満の携帯電話利用者には原則としてフィルタリングサービスへの加入が義務付けられることとなった。同法の基本計画は、3年後に見直される予定である。フィルタリングについては、国や携帯電話会社等による加入促進キャンペーンにより、利用者は増加しており、2009年6月末の時点で593万人となっており、約1年で163万人増となっている。

違法・有害情報の通報窓口としては、警察庁から業務委託されたインターネットホットラインセンターが現在も毎月1万件前後の通報を受理し、対処している。また、総務省の支援の下、2008年に発足した電気通信事業者からの違法・有害情報に関する相談・問合せ等を受付ける「事業者相談センター」は、2009年8月から業務を拡大し、特定サーバー管理者、学校関係者、監視事業者等からの幅広い相談も受ける「違法・有害情報相談センター」として新たに発足した。

情報モラル教育については、文部科学省が

啓発用リーフレットや視聴用教材「ちょっと待って、ケータイ」等を提供している。また、2009年4月より、新しく改定された学習指導要領の一部が先行実施されているが、新要領には小中学校での情報モラル教育の実施が明記されている。文科省や総務省および通信業界団体がインターネットや携帯電話の安全な利用に向けて保護者や教職員の啓発のためガイダンスの講師を派遣する、e-ネットキャラバンの活動は2006年度から本格化し、2009年7月末までの累計で都道府県での実施回数は3000回を超え、政令指定都市での実施は400回を超えている。

2.2 自治体の状況

違法有害情報問題への意識の高まりを反映するように、各自治体でもさまざまな取り組みがなされている。ここでは、最近の主だった動きとして、石川県と東京都の動きを紹介する。

石川県では、2009年6月に小中学生に携帯電話を持たせないよう保護者に努力義務を課す内容の「いしかわ子ども総合条例」改正案が可決され、2010年1月から施行される予定である。携帯電話の所持を規制する条例は全国で初めてであり、本条例には携帯電話のフィルタリング強化の内容も含まれている。

一方、東京都でも「東京都青少年の健全な育成に関する条例」で、保護者らに対しフィルタリングの利用を努力義務化している。また、2009年7月には「東京こどもネット・ケータイヘルプデスク」を開設し、都内に在住、在学、在勤する青少年からネットのトラブル相談を受け付けている。これは、既存窓口が相談内容等によって細分化されており、青少年がどこに相談したらよいか判らないがために、問題が相談・解消されないという課題に立脚して設置された。相談を受けるのみならず、相談事例の分析、関係者への情報提供なども目的としている。

2.3 民間の状況

青少年インターネット環境整備法では、施策の推進は民間による自主的かつ主体的な取り組みが大きな役割を担うこと、国や自治体はそれを尊重することが、基本理念に明記されている。

安心ネットづくり促進協議会は、民間における様々な取り組みの結節点として利用者・産業界・教育関係者等が集う組織として、2009年2月に設立された。2009年8月時点で200強の個人・法人を含む会員から構成されている。本協議会では、1億人のネット宣言「もっとグッドネット」という合言葉で自主憲章を制定し、多くの人に自主憲章の共有を宣言してもらうような取り組みを実施している。また、児童ポルノの流通を抑止するブロッキング技術について実証実験も含め検討すると共に、既にブロッキングを実施している諸外国の運用実態の調査を行うことや、インターネット上の有害情報が青少年に与える影響の調査研究に着手することも公表している。

2008年にモバイルコンテンツの健全化や青少年の保護育成等を目的に設立された中立的第三者機関「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)」は、「コミュニティサイト運用管理体制認定制度」により、モバイルコミュニティサイトの認定を実施しており、2009年8月末時点で認定サイトは34である。また、それ以外にも、啓発・教育用コンテンツの提供や、コンテンツを発信するモバイルサイトを対象とした審査・認定・運用監視制度の検討も進めている。

近年、法改正や取締り等で、出会い系サイトに対する規制が強化されたことにより、最近では出会い系サイトで事件に巻き込まれる児童数よりも、出会い系サイト以外のサイトで事件に巻き込まれる児童数の方が上回っている。従って、青少年が利用するコミュニティサイトを運営する企業には、より利用者の安全を確保する取り組みが求められている。このような状況を受けて、2009年6月には、大手SNSサイト運営者であるミクシィ、グリー、ディー・エヌ・エーの3社が、各社が運営する「mixi」「GREE」「モバゲータウ

ン」において青少年ユーザーの保護・健全育成において協力することを報道発表した。具体的には、年齢に応じて利用できる機能(コミュニケーションや友人の検索機能等)を制限することや、携帯電話会社が提供するフィルタリングサービスに加入しているか否かをテストサイトを用いて確認し、18歳未満の利用者を判別する仕組みを各社とも8月中に導入している。

情報モラル教育に関しては、ISPや携帯電話会社などの民間企業が、CSRの一環として学校等への出張授業を実施している。

3 利用者意識の調査分析

3.1 調査の目的と概要

我々は、インターネット利用者が有害情報に対し、どのように考え、どうあるべきと考えているのかということ明らかにするために、質問紙による社会調査を実施した。本調査はもともとインターネット利用時の不安を解明するために実施したものであり、有害情報に特化したものではないため、質問内容や数は限定されたものとなっている。調査の方法は以下である。

- ・調査対象：東京23区の15 - 69歳以下の男女
- ・標本数：500
- ・抽出方法：東京23区の総人口比に基づいて性別×年齢層別に必要標本数を算出し、20地点の必要標本数を性・年齢層別に割当てた。
- ・調査実施期間：2009年2 - 3月
- ・調査方法：調査員による訪問留置訪問回収法

有害情報接触に関して聞いた質問は以下である。

(1)インターネット関連で起こるかもしれない次のようなトラブルはどの程度不安ですか。それらのトラブルはどの場面(掲示板、ブログ、SNS、ネットショッピング、メール)で起こると思いますか。

(a)意図せずにネット上の公序良俗に反する有害情報を見つしまう

(b)子どもなどの家族がネット上の有害情報を

閲覧してしまう

(c)自分の管理する場に有害情報を掲載される

(2)あなたは「子どもなどの家族によるネット上の有害情報の閲覧」の被害にあったり、経験したりした人を知っていますか。

(3)あなたは子どもなどの家族がネット上の有害情報を見てしまうことが起こると思いますか。
(上記の質問で「よく起こる」「ときどき起こる」と回答した人に対してのみ、以下の2問へ誘導)

(3)-1.子どもなどの家族が有害情報を見てしまうと考えるのはなぜですか。

(3)-2.子どもなどの家族がネット上の有害情報を見てしまったとき、次のようなことがあると苦痛は和らぎますか。

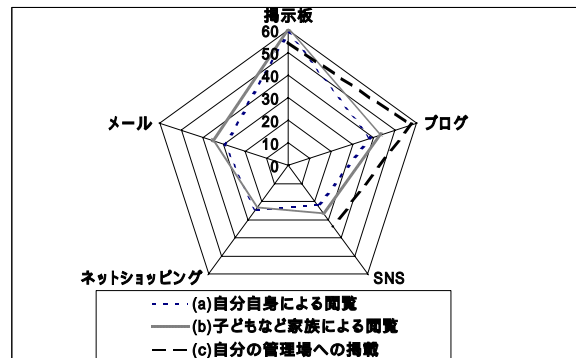
(4)有害サイトへのアクセスを防止するフィルタリングサービスの適用を行っていますか。

3.2 調査結果の分析

(1)の有害接触情報接触に関する不安については、自分が「意図せずに公序良俗に反する有害情報を閲覧してしまう」ことへ不安を感じている人(「とても不安」「やや不安」と答えた人の合計)は 66.4%、「子どもなど家族がネット上の有害情報を閲覧してしまう」ことが不安という人が 74.0%、「自分の管理する場に有害情報を掲載されること」が不安という人が 68.0%であった。

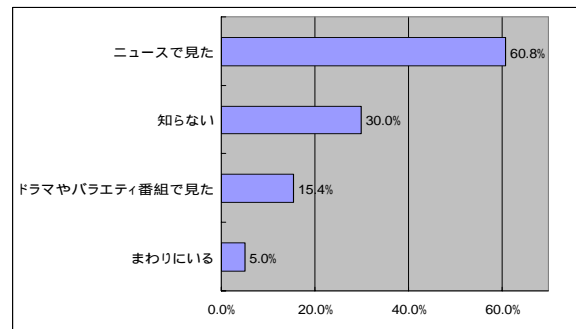
有害情報接触の想定場面としては図 1 のような結果となった。誰でも閲覧でき、誰が書き込んだかよくわからないものが多いブログや掲示板で、有害情報接触の可能性をより高く見積もっていることがわかる。特に自分自身のブログへの有害情報掲載を高く見積もる人が多い。また、掲示板、ブログ、SNS、メールの 4 場面で自分自身よりも、子どもなどの家族が有害情報を見てしまうことをより不安に感じていることがわかった。不安の大きさについて、その他の質問項目との相関を取った結果、ネットに関連するリスク用語を認知している人ほど、ネットの利用時間が長いほど、有害情報接触への不安が低いこともわ

かった。また、テレビ視聴時間が長い、年齢が高い人ほど不安が高いことも明らかになった。



【図 1: 有害情報接触の想定場面】

次に、自分自身のことより不安度の高い、子どもなどの家族による有害情報閲覧の被害経験については図 2 のようになった。



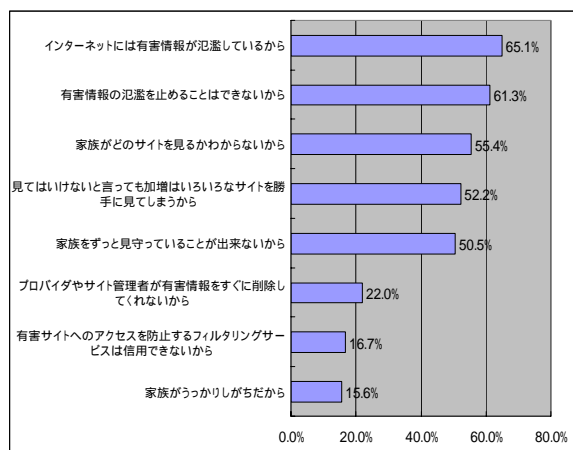
【図 2: 子どもなど家族による有害情報閲覧の被害経験(複数回答可)】

被害経験者が身近にいるというよりは、近年、子どもが出会い系サイトやコミュニティサイトなどで犯罪に巻き込まれる事件等が相次ぎ、報道が増加したことで認識されているようである。

(3)の子どもなどの家族がネット上の有害情報を閲覧してしまう頻度については、よく起こる 7.2%、ときどき起こるが 30.0%、あまり起こらないが 54.2%、まったく起こらない 8.6%という結果となった。当然ながら、(1)の(b)で子どもなどの家族の有害情報閲覧が不安と回答した人は発生確率を高く見積もっていた。回答者の年代別で見ると、30代と40代で発生頻度を高く見積もる傾向にあり、ちょうど自身の子どものネットを

使う機会が多くなる世代と推測される。

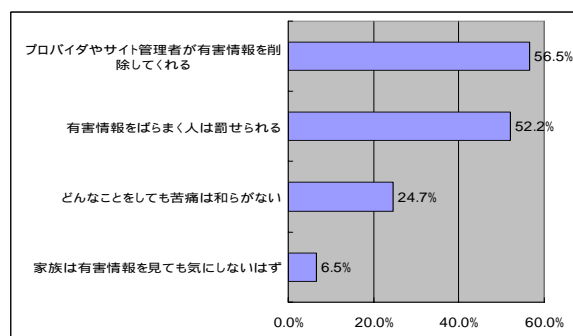
(3)で、子どもなど家族の有害情報への接触頻度について「よく起こる」「ときどき起こる」とした人に対し、有害情報を見てしまうと考える要因を聞いたところ、結果は図3のようになった。



【図3: 子どもなど家族による有害情報接触理由(複数回答可)】

これによれば、子どもなどの家族が有害情報を見てしまうと考えている人は、有害情報が氾濫しているネットの環境に問題があるという認識が最も高く、次にネット閲覧に関して子どもなど家族の行動を制御・監視できないと考えている人が多いことがわかった。

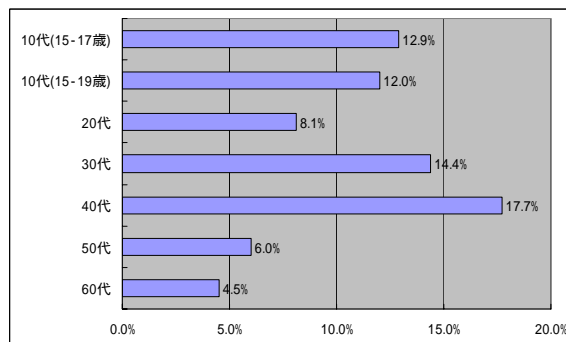
子どもなどの家族が有害情報を見てしまったときの苦痛軽減策は、図4のようになった。



【図4: 苦痛軽減策(複数回答可)】

有害情報の発信者や発信されている場が改善されることを望む人が多い一方で、何をしても苦痛は和らがないとする人も4分の1を占める。

フィルタリングサービスの適用状況については図5のような結果となった。本質問では適用先が携帯電話かPCかの区別はしていない。



【図5: フィルタリングサービス適用状況】

フィルタリングを適用しているのは、未成年および30-40代で全体平均(11.4%)よりも高くなっている。これは携帯電話で18歳未満の加入が推奨されていることと、子どものいる家庭のPC等で導入している事例が多いことが推測される。ただ、ウィルス対策や不審なメールを開かない等の他のセキュリティ対策と比較すると、実施率が圧倒的に低いことも明らかになった。

4 対応策の考察

3章の分析結果によれば、不特定多数が利用するブログや掲示板などにおいて有害情報接触の予想が高く、有害情報が氾濫する環境に問題があると考え、プロバイダやサイト管理者がきちんと対応してくれることを望む人が多いことから、ネットの健全な利用環境を整備するという国の基本方針は妥当であると言える。しかしながら、現状ではまだ環境への不満は多く、今後もプロバイダ等によるサイトの健全性向上施策をさらに推し進めて行く必要があると言えよう。EMA 認定サイトのように適切な運用監視体制を構築し、違反者には注意、ペナルティ、強制退会等の対応をとることは望ましいが、有人の目視確認は非常にコストがかかる。プロバイダやサイト管理者等がより効率的にサイト内を監視できるよう、有害情報の検出技術の精度向上が必要

である。これは総務省の「安心ネットづくり」促進プログラムや 2009 年度の予算にも盛り込まれており、「プロバイダ等の有害情報監視業務の効率化を支援するための基盤技術の研究開発」として、情報通信研究機構から 3 年間の公募委託研究が開始されたところであり、研究成果の展開と活用が期待される。

また、自分自身が有害情報に接触することよりも、子どもなど家族が接触することに不安を感じる人が多く、家族のネット閲覧を制御することは難しいと考えている人が多いことから、子ども等が使うネット接続端末へのフィルタリング導入は有効な手段であると考えられる。保護者による適切な制御(ペアレンタルコントロール)を実践するためにも、家庭内のルール作り、発達段階に応じたルールの見直し、ルールに基づくフィルタリングの利用は今後とも子どものネット利用に必要である。官民による導入促進でフィルタリングの認知率や適用率は向上しているが、現状まだフィルタリング適用率が高いとは言えない。

18 歳未満の携帯電話利用者はフィルタリングに原則加入になるとは言え、実際は保護者が契約することが多いため、契約時に利用者が 18 歳未満であることを申告しなければ適用されない。このように、ネット利用時に本質的な年齢確認の仕組みがないことが青少年保護では大きな課題である。2.3 で前述した SNS サイトの年齢確認も 18 歳未満が携帯電話のフィルタリングに加入していることが前提となっており、そもそも加入していない利用者は野放しである。今後は、保護者の意識を高めるためのリスク教育や啓発の推進、携帯電話フィルタリングのみに依存しない適切な利用者の年齢確認方法の検討、例えばサービス利用実態に則した実利用者の年代推測方法の検討等が必要と考えられる。

次に、子どもなどの家族が、有害情報を見ても何をしてしても苦痛は和らがないと考える人が 4 分の 1 を占めることから、事前回避策について今後とも重点的に推し進めるべきである。フィルタリングは有効ではあるものの 100% 防御で

きる技術ではないので、情報モラル教育により子どもの自己防衛能力を高めることも非常に重要である。子どもは好奇心の塊であり、モラルよりも興味が先行して行動してしまう傾向にある上、教育分野ではいじめや依存など、ネットのネガティブな側面が取り上げられることが多く、利用させないという方向の議論になりがちである。しかし、実際には適切な対応方法を知らぬまま、大人になることの方が危険である。学校での情報モラル教育はまだ始まったばかりであるが、業界団体や民間にノウハウがあり、それらを活かしてより効果的な実践方法の在り方が検討されるべきである。今回実施した調査では、紙面の都合もあり、情報モラル教育等については聞けなかったが、今後、教育や啓発の効果を適切に評価する仕組みについても検討したい。

5 まとめ

インターネット上の違法有害情報問題に関する国、自治体、民間の最近の動向をとりまとめるとともに、質問紙によって明らかになった有害情報に関する利用者の意識を分析し、今後、より重点的に進めるべき対応策について考察した。

6 謝辞

本稿 3 章の利用者意識の調査分析は、弊社の研究グループと、東京大学大学院情報学環の橋元良明教授および小笠原盛浩助教、東洋大学社会学部の中村功教授および関谷直也専任講師との共同研究により実施したものである。各先生方に、心より深く感謝申し上げます。

[参考文献]

- [1] 千葉直子, 藤村明子, 高橋克巳, “インターネット上の違法有害情報問題に関する最近の動向と対応策の考察”, CSS2008 論文集, pp923-928, 2008
- [2] 千葉直子, 高橋克巳, “インターネット上の違法有害情報に起因する諸課題と今後の方向性”, 情報処理学会研究報告, Vol.2009, No.20, pp115-120, 2009
- [3] 千葉直子, 高橋克巳, “インターネット上の違法有害情報対策に関する最新動向”, 2009 年電子情報通信学会総合大会講演論文集, A-8-1, pp195, 2009